

保険薬局における施設基準届出状況報告書

都道府県名

北海道

薬局コード	(※レセプトに記載する7桁の数字を記入すること。)				形態	☐ 個人立 ☐ 法人立
薬局が所在する市町村	☐ 特別区 ☐ 政令指定都市 ☐ 中核市 ☐ 医療資源が少ない地域 ☐ その他				市町村コード	
保険薬局名					半径500m以内に他の保険薬局がある	☐ 該当 ☐ 非該当
指定年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日				※全ての保険薬局が和暦で記入。 ※記載の薬局コードを初めて取得した年月日を記入(指定更新後の指定年月日でない)。	
改築年月日 増築年月日	増築 ☐ 令和 年 月 日	改築 ☐ ※令和8年6月1日以降に改築又は増築した保険薬局が和暦で			調剤室面積	m ²
遡及指定※が認められた保険薬局への該当			☐ 該当(遡及指定が認められた) ☐ 非該当			
開局時間 ※閉局日については ☐ にチェックを入れること。	日曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	月曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	火曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	水曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	木曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	金曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	土曜日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	祝日 ☐ 閉局日	開局時間 時	分	～ 閉局時間	時	分
	輪番の日	開局時 時	分	～ 閉局時間	時	分
ベースアップ評価料に係る届出	☐ 届出している ☐ 届出していない			常勤換算後のベースアップ評価料の対象者数 (店舗販売業の従事者を含む) (全ての保険薬局が回答)		人
保険薬剤師数	・実人員 (常勤＋非常勤)	人	・常勤換算数(常勤人数と非常勤の常勤換算した人数の合計(小数点以下第2位四捨五入))			人
事務職員数	・実人員 (常勤＋非常勤)	人	・常勤換算数(常勤人数と非常勤の常勤換算した人数の合計(小数点以下第2位四捨五入))			人

1. 調剤基本料(全ての保険薬局が全ての項目に回答)						
☐ 調剤基本料1	☐ 調剤基本料2	☐ 調剤基本料3ーイ	☐ 調剤基本料3ーロ	☐ 調剤基本料3ーハ	☐ 特別調剤基本料A	☐ 特別調剤基本料B
① 処方箋受付回数 前年5月から本年4月末までの処方箋受付回数の合計を記入すること。 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入すること。)			ア 1年間の処方箋受付回数の合計 (※前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月から、当年4月末までに受け付けた処方箋回数の合計を記入)		回 (整数で記入)	
			イ 前年5月1日から当年3月末までに新規指定された保険薬局の場合は指定された日の属する月の翌月を記入すること。 (※前年4月末までに指定された場合及び遡及指定が認められた場合は記入不要)		上記受付回数算出期間 令和____年____月1日 ～ 令和8年4月30日(____か月間)	
② 保険医療機関に係る処方箋集中度 (小数点以下第2位を切り上げて計算し、小数点第1位まで記入すること)			処方箋受付回数が第1位の保険医療機関に係る集中度		%	
			☐ 病院(200床以上) ☐ 診療所又は病院(200床未満) ☐ 複数保険医療機関(モール内・ビレッジ内の全ての医療機関を一の医療機関とみなして計算すること)			
			処方箋受付回数が第2位の保険医療機関に係る集中度		%	
			☐ 病院(200床以上) ☐ 診療所又は病院(200床未満) ☐ 複数保険医療機関(モール内・ビレッジ内の全ての医療機関を一の医療機関とみなして計算すること)			
			処方箋受付回数が第3位の保険医療機関に係る集中度		%	
			☐ 病院(200床以上) ☐ 診療所又は病院(200床未満) ☐ 複数保険医療機関(モール内・ビレッジ内の全ての医療機関を一の医療機関とみなして計算すること)			
③ 所属するグループの有無			☐ あり ☐ なし			
(※③を「あり」と記入した場合に記入)	ア 所属するグループ名(※所属するグループがある全ての保険薬局が回答すること)		※同一グループで同じ名称を記載すること			
	イ グループ内の1月あたりの処方箋受付回数の合計		回			
	ウ 同一グループ内の主たる保険医療機関を同じくする他の保険薬局の有無及び自局と該当する他の保険薬局の処方箋受付回数の合計(1月あたり)	☐ 該当薬局あり ☐	処方箋受付 合計回数 回(1月あたり) (整数で記入、小数点以下第1位四捨五入)		該当薬局なし ☐	
④ 特定の保険医療機関との特別な関係の有無 (※調剤基本料の位置づけによらず、全ての保険薬局が実態どおりに回答)			☐ あり ☐ なし			
(※④を「あり」と記入した場合に記入)	・賃貸借取引等がある保険医療機関の種別		☐ 診療所 ☐ 病院 ☐ 医療モールまたは医療ビレッジ			
	・賃貸借取引等がある保険医療機関の名称 (モールやビレッジの場合はモール名など総称を記入)					
	・賃貸借取引等がある保険医療機関に係る処方箋集中度 (モールやビレッジの場合は、特別な関係にある保険医療機関の処方箋を全て合算すること)		%			
	・特定の保険医療機関と特別な関係に新たに該当することになった時期について該当するものにチェック	平成28年9月30日以前 ☐ 該当	平成28年10月1日から平成30年3月31日の間 ☐ 該当	平成30年4月1日から令和8年3月4日の間 ☐ 該当	令和8年3月5日以降 ☐ 該当	
⑤ 保険薬局の敷地内のオンライン診療受診施設の有無			☐ あり ☐ なし		医療法第30条の4第1項に規定する医療計画におけるへき地に所在する保険薬局に該当 ☐ 該当 ☐ 非該当	
⑥ 調剤基本料の注4の減算への該当性 (※全ての保険薬局が回答)						
(※ア及びイは前年の報告実績に基づき記入。前年4月2日以降の開局のため、前年の報告実績がない薬局は、ア＝「非該当」、イ＝「報告していない」を選択。) (※ウは前年5月1日から本年4月末までの実績に基づき記入。ただし、処方箋の受付回数が1月平均600回以下の場合は、「非該当」を選択。「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料」に関する設問ではないので留意すること。)						
ア 妥結率が5割以下の保険薬局への該当			☐ 該当(妥結率が5割以下) ☐ 非該当			
イ 妥結率等の報告の有無			☐ 報告していない ☐ 報告している			

☐ ウ 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない 保険薬局への該当 (全ての保険薬局が回答)		☐ 該当 (実施していない) ☐ 非該当			
⑦ 門前薬局等立地依存減算 (全ての保険薬局が全ての項目に回答)		☐ 200床以上の病院前門前に該当	☐ 3つ以上の密集する薬局に該当	☐ 医療モール内に該当	☐ 非該当
ア 200床以上の保険医療機関の敷地境界線からの水平距離が100m以内の区域内に存在する他の保険薬局数(自局は含めない)	(全ての保険薬局が回答) 薬局	イ 自局の周囲50mの区域内にある他の保険薬局数(自局は含めない)	(全ての保険薬局が回答) 薬局	ウ 自局の周囲50mの区域内にある他の保険薬局について、イ欄が2薬局以上あることに該当している場合	(該当のみ回答) ☐ 該当

薬局コード：

2. 調剤基本料の注1ただし書きに規定する施設基準の保険薬局 (医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)に係る届出 (全ての保険薬局が回答)		☐ 届出している ☐ 届出していない				
基本診療料の施設基準等の別表第六の二の所在する保険薬局への該当 (2. で「届出をしている」と回答した場合に回答)		☐ 該当 (対象地域名:) ☐ 非該当				
地方自治体の所有する土地等に所在する診療所であって、へき地医療の医療提供のために必要と都道府県知事に認められているものの敷地内に所在する保険薬局への該当 (2. で「届出をしている」と回答した場合に回答)		☐ 該当 (特別な関係のある診療所名:) ☐ 非該当				
3. 地域支援・医薬品供給対応体制加算(全ての保険薬局が全ての項目に回答)						
☐ 加算1	☐ 加算2	☐ 加算3	☐ 加算4	☐ 加算5	☐ 届出していない	
① 本年5月2日以降に新規指定を受けた場合等、直近3か月間の実績がない保険薬局への該当			☐ 該当 →②③④⑥の記入は不要 ☐ 非該当			
② 後発医薬品の調剤割合	(本年5月から7月の平均)(小数点以下切り捨) %		③ 同一グループ以外への分譲実績	回	④ 医薬品の備蓄品目数(医療用)	品目
⑤ 調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局への該当(後発医薬品減算) (※処方箋受付回数が1月600回以下の場合は、「非該当」を選択)			☐ 該当 ☐ 非該当			
⑥ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の合計品目数			品目			
⑦ セルフメディケーション関連機器の設置 (※ 設置しているものすべてを選択してください)			☐ 体重計 ☐ 体温計 ☐ 血圧測定器 ☐ 体組成計 (体脂肪率、BMI等を含むもの) ☐ 血中酸素飽和度測定機 (パルスオキシメーター) ☐ 握力計 ☐ 骨密度測定機 ☐ 心電計			
4. 連携強化加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
5. 在宅薬学総合体制加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 加算1	☐ 加算2	☐ 届出していない	
① 訪問薬剤指導の実績(「届出していない」場合であっても記入が必要) (前年5月から本年4月までの合計)			在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定回数	回	在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定人数	人
			「居宅療養管理指導費」及び「介護予防居宅療養管理指導費」(介護保険)の算定回数	回	「居宅療養管理指導費」及び「介護予防居宅療養管理指導費」(介護保険)の算定人数	人
② 在宅患者訪問薬剤管理指導料の1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が1人の場合の居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の実績 (前年5月から本年4月までの合計回)			左記の訪問薬剤指導実績合計	回	訪問薬剤指導実績に占める割合	割
③ 実施している項目を選択し実績を記載(前年5月から本年4月までの合計回数)	☐ 訪問時の医療用麻薬に関する指導実績	回	☐ 無菌製剤処理加算の算定実績	回	☐ 小児特定加算及び乳幼児加算の算定回数の合計	回
6. 電子的調剤情報連携体制整備加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
7. バイオ後続品調剤体制加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
8. 無菌製剤処理加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
無菌製剤処理を実施する場所 (8. で「届出をしている」と回答した場合に回答)			☐ 自局		☐ 他局(共同利用)	
9. 服薬管理指導料 (全ての保険薬局が回答)						
① 特定薬剤管理指導加算2			☐ 届出している		☐ 届出していない	
② 服薬管理指導料の注1(かかりつけ薬剤師)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
10. 在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る届出 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
11. 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	
12. 在宅中心静脈栄養加算 (全ての保険薬局が回答)			☐ 届出している		☐ 届出していない	

- 〔記入上の注意〕
- 1 本報告書は、保険薬局ごとに提出すること。なお、休止の届出をしている場合提出不要。特に時期の指定がない項目については、令和8年8月1日時点の情報を記入すること。
 - 2 印刷は、片面印刷を選択とすること。
 - 3 訂正を行う場合に、訂正印は不要であること。
 - 4 チェックボックスが設けられている欄は、該当する区分全てに☑を記入すること。
 - 5 「医療資源の少ない地域」については、別シートで該当していることを確認すること。
 - 6 「市町村コード」については、別シートで確認すること。
 - 7 保険薬剤師数、事務職員数には、8月1日現在に当該保険薬局に在籍する者を計上すること。
 - ・8月1日の欠勤者は在籍する者として計上すること。また、8月1日付の採用者は計上、退職者は計上しないこと。
 - ・当該保険薬局で所定労働時間の定めのない非常勤保険薬剤師（休暇等に対応するため登録している者）は計上しないこと。
 - 8 常勤換算については、下記のとおり常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入すること。その際、小数第二位を四捨五入して小数点第一位までを計上すること。
 - ・常勤職員の常勤換算数は「1.0人」とすること。
 - ・非常勤職員の常勤換算数は、以下の計算式により算出すること。ただし、算出した数値が1.0を超える場合は、「1.0人」、0.1に満たない場合は「0.1人」として計算すること。
当該非常勤職員の所定労働時間／当該保険薬局において定めている常勤職員の所定労働時間
 - 9 「1.調剤基本料」欄の各項目は施設基準に定められた期間及び計算方法で算出される値を記入すること(別紙様式3参考を参照)。
なお、定められた方法で計算できない項目については、特に断りがある場合を除き、「0」と記入すること。
 - 10 「1.調剤基本料」欄の②保険医療機関に係る処方箋集中率については、第1位～第3位まで全て記入すること。なお、該当がない場合には「0」と記入すること。
 - 11 「1.調剤基本料」欄の③における「同一グループ」の基準については、別紙様式3参考「第88の2 調剤基本料2」(10)(11)を参照のこと。
 - 12 「1.調剤基本料」欄の⑥ウ「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当」については、別紙様式3参考「第91 調剤基本料の注4に規定する保険薬局」を参照のこと。
 - 13 「5.在宅薬学総合体制加算」欄の②「訪問薬剤指導実績に占める割合」については、前年5月から本年4月までの在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の算定回数の合計に対する在宅患者訪問薬剤管理指導料の1、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、単一建物居住者が1人の場合の居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費の実績割合を記載すること。
 - 14 例年、以下の記入欄への記入漏れが多く見受けられるので、それ以外の項目も含め記入内容について提出前に改めて確認すること。
 - ・「薬局コード」欄
 - ・「保険薬局名」欄
 - ・「調剤基本料の注1ただし書きに規定する施設基準の保険薬局(医療資源の少ない地域に所在する保険薬局)に係る届出」欄
 - ・「遡及指定が認められた保険薬局への該当」欄
 - ・「1④特定の保険医療機関と特別な関係の有無」欄
 - ・「1⑥調剤基本料の注4の減算への該当性」欄
 - ・「3④医薬品の備蓄品目数(医療用)」欄

施設基準等届出辞退申出書

下記の施設基準に係る届出について、次のとおり辞退します。

記

※ 施設基準等の名称

受 理 番 号 () 第 号
辞 退 年 月 日 令和 年 月 日
辞 退 の 理 由

※ 施設基準等の名称

受 理 番 号 () 第 号
辞 退 年 月 日 令和 年 月 日
辞 退 の 理 由

※ 施設基準等の名称

受 理 番 号 () 第 号
辞 退 年 月 日 令和 年 月 日
辞 退 の 理 由

保険医療機関 コ ー ド
 所 在 地
 名 称

開設者名 _____

北海道厚生局長 様

令和 年 月 日 提出 (担 当 者 名)

(連絡先電話番号)

【辞退届の記載にあたっての注意事項】

○辞退年月日は1日付けとしてください。

(1)月単位で算出する数値を用いた要件を含まない施設基準を満たさなくなった場合
→事実発生日の属する月の翌月1日

(2)月単位で算出する数値を用いた要件である施設基準を満たさなくなった場合
→事実発生日の属する月の翌々月1日

○受理番号が不明な場合は、空欄で構いません。

施設基準の届出の確認について(報告)

8月1日現在、貴薬局が届け出ている施設基準について、次の「ア」または「イ」のいずれに該当するかご確認ください。

ア 届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている場合



提出不要

イ 届け出ている施設基準のうち、要件を満たしていないものがある場合



下の報告欄の「 枠内」に要件を満たしていない施設基準名を記入のうえ、提出してください。



届け出ている施設基準のうち、次のものについては、施設基準の要件を満たしていません。(なお、それ以外の施設基準は、要件を満たしています。)

<要件を満たしていない施設基準名> (記入例)連携強化加算

※記入した施設基準については、併せて「辞退届」を提出してください。

令和 年 月 日

北海道厚生局長 殿

保険薬局 : 保険薬局コード

--	--	--	--	--	--	--

所在地

名 称

開設者

電話番号

—

—

(担当 :)

(別紙様式 3 参考)

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 8 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号)(抜粋)

第 2 届出に関する手続き

4 (12) 調剤基本料の施設基準

ア 処方箋受付回数

(イ) 前年 5 月 1 日から当年 4 月末日までの 1 年間の処方箋受付回数の実績をもって施設基準の適合性を判断し、当年 6 月 1 日から翌年 5 月末日まで所定点数を算定する。

(ロ) (イ)にかかわらず、前年 5 月 1 日以降に新規に保険薬局に指定された薬局については、次のとおりとし、処方箋受付回数の実績が判断されるまでは、調剤基本料 1 に該当しているものとして取り扱う(ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添 1 の第 88 の 4 の 2 (2) に該当する場合は、特別調剤基本料 A とする。特別調剤基本料 A の施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料 3 のイ又はロとする。上記の場合を除き、同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が 1 月に 40 万回を超えるグループに属する場合は調剤基本料 3 のハとする。)。

a 前年 5 月 1 日から当年 1 月 31 日までの間に新規に指定された保険薬局について指定の日の属する月の翌月 1 日から当年 4 月末日までの処方箋受付回数で判定し、当年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで適用する。

b 当年 2 月 1 日以降に新規に保険薬局に指定された薬局について指定の日の属する月の翌月 1 日から 3 か月間の処方箋受付回数で判定し、当該 3 か月の最終月の翌々月 1 日から翌年 5 月 31 日まで適用する。

(ハ) 開設者の変更(親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等)又は薬局の改築等の理由により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)(以下「医薬品医療機器等法」という。) 上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、遡及指定後も当該許可の日より前の調剤基本料の状況を引き継ぎ、遡及指定を受けた翌年度の調剤基本料については、当該許可の日より前の処方箋受付回数の実績も含めて(イ)又は(ロ)に基づき判定を引き継ぐこととする。ただし、保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有しているものとして別添 1 の第 88 の 4 の 1 に該当する場合は、特別調剤基本料 A とする。特別調剤基本料 A の施設基準に該当する場合を除き、特定の保険医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある等の施設基準に該当する場合は調剤基本料 3 のイ又はロとする。

別添 1 特掲診療科の施設基準等

第88の2 調剤基本料 2

2 調剤基本料 2 の施設基準に関する留意点

(1) 処方箋の受付回数

処方箋の受付回数の計算に当たり、薬剤調製料の時間外加算、休日加算、深夜加算又は夜間・休日等加算を算定した患者に係る処方箋（以下「時間外等処方箋」という。）は、受付回数に数えない。なお、療担規則第20条第3号ロ及び療担基準第20条第4号ロに規定するリフィル処方箋については、調剤実施ごとに受付回数の計算に含める（時間外等処方箋を除く。）。

(2) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率等の算出に係る処方箋の受付回数が、調剤基本料の施設基準に該当するか否かの取扱いについては、処方箋受付回数の合計が、調剤基本料の施設基準で定められている回数に、受付回数を計算した月数を乗じて得た回数を超えるか否かで判定する。

(3) 処方箋集中率は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数（同一保険医療機関から、歯科と歯科以外の処方箋を受け付けた場合は、それらを合計した回数とする。）を、当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数で除して得た値とする。ただし、いわゆる医療モールの場合においては、当該医療モールにある全ての保険医療機関に係る処方箋の受付回数を合算し、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数とみなして、処方箋集中率を算出する。1の(1)のアの「処方箋受付回数が多い上位3の保険医療機関に係る処方箋による調剤の割合」は、上位3の保険医療機関（いわゆる医療モールの場合においては、当該医療モールにある全ての保険医療機関を一の保険医療機関とみなす。）それぞれの処方箋集中率を合計して得た値とする。

(4) (3)の計算に当たり、次に掲げる処方箋は、特定の保険医療機関に係る処方箋の受付回数及び当該期間に受け付けた全ての処方箋の受付回数のいずれからも除いて計算する。

ア 情報通信機器を用いた服薬指導を受けた患者の処方箋

イ 同一グループの保険薬局の勤務者（常勤及び非常勤を含めた全ての職員をいう。）の処方箋

ウ 家族（同一グループの保険薬局の勤務者と同居又は生計を一にする者をいう。）の処方箋

エ 介護保険法で定める介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、高齢者住まい法で定めるサービス付き高齢者向け住宅並びに老人福祉法で定める有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び認知症高齢者グループホームに入居する患者の処方箋（ただし、単一建物診療患者又は単一建物居住者が1人である患者の処方箋は除く。）

(5) いわゆる医療モールとは、複数の保険医療機関が一つの敷地又は建物に所在している場合のことをいう。

(6) (3)の処方箋集中率の計算においては、いわゆる医療モールとは、次のいずれかに該当する場合を指す。

ア 不動産登記法上、同一の地番又は一団の土地として取り扱われている土地の上に複数の保険医療機関が所在する敷地又は建物である場合

イ 外観上分離されておらず、また構造上も外壁、床、天井又は屋根といった敷地又は建物の主要な部分が一体として連結し、あるいは密接な関連をもって接続している場合

ウ 複数の保険医療機関が、共用の通路、エントランス、駐車場、案内表示その他の共用部分を有し、外形上、医療モール等として一体的に利用されていると認められる敷地又は建物である場合（共用部分をフェンス等で区切ってあるのみで、実質的に共用部分として利用される場合を含む。）

エ 保険医療機関、保険薬局等を複数集合させることを目的として、不動産開発業者等が開発の企画、不動産の取得、建築物の建設、入居の募集等を行った敷地又は建物である場合

(7) 1の(1)のウの「都市部」とは、東京都の特別区の地域及び政令指定都市の地域をいう。

(8) 1の(1)のウの(ロ)の「その後も1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である」とは、月ごとに判断するのではなく、前年5月1日から当年4月末日までの1年間の処方箋受付回数の実績をもって判断する。

(9) 保険薬局が開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直した場合であっても、各厚生局のホームページに公表されている「コード内容別医療機関一覧表」において指定年月日に変更されない限り、令和8年6月1日以降も1月当たりの処方箋の受付回数が継続的に1,800枚以下である保険薬局は、1の(1)のウの(ロ)に該当するものとみなす。

(10) 同一グループは次の基準により判断する（第88 の 3、第88 の 4、第92、第92 の 2 及び第95 において同じ。）。

ア 同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局とする。

- ① 保険薬局の事業者の最終親会社等
- ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等
- ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等
- ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者

イ アの保険薬局の事業者の最終親会社等は、保険薬局の事業者を子会社等とする者のうち、親会社等がない法人又は個人（以下「法人等」という。）をいう（カにおいて同じ。）。

ウ イの親会社等は、次に掲げる者とする。

① 他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している法人等

② 他の法人（持分会社（会社法（平成17 年法律第86 号）第575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）その他これに準じる形態の法人に限る。）の資本金の過半数を出資している法人等

③ 他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる法人等

エ ア②及びイの子会社等は、次に掲げる者とする。この場合において、法人等の子会社等が次に掲げる者を有する場合における当該者は、当該法人等の子会社等とみなす（法人等及びその子会社等が共同で次に掲げる者を有する場合における当該者を含む。）。

① 法人等が議決権の過半数を所有している他の法人（株式会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

② 法人等が資本金の過半数を出資している他の法人（持分会社その他これに準じる形態の法人に限る。）

③ 法人等が、他の法人の事業の方針の決定に関して、①及び②に規定する法人等と同等以上の支配力を有すると認められる場合における当該他の法人

オ ア③の関連会社等とは、法人等及びその子会社等が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社等以外の他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38 年大蔵省令第59 号）第 8 条第 6 項に規定する場合をいう。）における当該子会社等以外の他の法人をいう。

カ 保険薬局の事業者の最終親会社等が連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28 号）第 2 条第 1 号に規定する連結財務諸表提出会社をいう。）である場合には、当該最終親会社の連結子会社（同条第 4 号に規定する連結子会社をいう。）をア②に掲げる者とみなし、当該最終親会社等の関連会社（同条第 7 号に規定する関連会社をいう。）をア③に掲げる者とみなす。

(11) (10) ウ③及びエ③における「同等以上の支配力を有すると認められる」とは、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 4 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件に該当する場合等、他の法人の意思決定機関を支配している場合等が該当するものであること。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合は、この限りでないこと。

第88の3 調剤基本料3

2 調剤基本料3の施設基準に関する留意点

(1) 処方箋の受付回数及び処方箋集中率の取扱いについては、「第88の2 調剤基本料2」の2と同様である。

(2) 同一グループ内の処方箋受付回数が1月に3万5千回又は40万回を超えるか否かの取扱いは、当年4月末日時点で「第88の2 調剤基本料2」の2の(10)に規定する同一グループ内の保険薬局について、保険薬局ごとの1月当たりの処方箋受付回数を合計した値が3万5千回又は40万回を超えるか否かで判定する。保険薬局ごとの1月当たりの処方箋の受付回数は以下のとおりとする。

ア 前年4月末日以降継続して保険薬局に指定されている薬局の場合は、前年5月1日から当年4月末日までに受け付けた処方箋受付回数を12で除した値とする。

イ 前年5月1日から当年3月末日までに新規指定された保険薬局の場合は、指定された日の属する月の翌月から、当年4月末日までに受け付けた処方箋受付回数を月数で除した値とする。

ウ 開設者の変更（親から子へ、個人形態から法人形態へ、有限会社から株式会社へ等）又は薬局の改築等の理由により医薬品医療機器等法上の薬局の開設許可を取得し直し、保険薬局の指定について薬局の当該許可の日までの遡及指定が認められる場合は、処方箋受付回数について、イの記載にかかわらず、当該遡及指定前の実績を含めて算出した値とする。

(3) 「特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している保険薬局」における「不動産」とは、土地又は建物を指すものとし、保険医療機関及び保険薬局の事業の用に供されるものに限るものである。

(4) 「特定の保険医療機関と不動産の取引等その他特別な関係を有している保険薬局」における「賃貸借取引関係」とは、保険医療機関と保険薬局が直接不動産の賃貸借取引を契約している場合を指す他、次のアからウまでの場合を含む。

ア 保険医療機関が所有又は賃借（賃料が発生しない場合を含む。以下同じ。）する不動産を第三者（「第88の2 調剤基本料2」の2の(10)に規定する事業者の最終親会社等を含む。以下同じ。）が賃借し、当該第三者と保険薬局との間で不動産取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合を含む。）

イ 保険薬局が所有又は賃借する不動産を第三者が賃借し、当該第三者と保険医療機関との間で不動産取引を契約している場合（第三者による転借が複数回行われている場合を含む。）

ウ 保険医療機関及び保険薬局の開設者の近親者が当該契約の名義人となっている場合並びに保険医療機関及び保険薬局が法人である場合の当該法人の役員が当該契約の名義人となっている場合

(5) (4)のア及びイについては、令和6年4月以降に新規に開局し、指定を受けた保険薬局が該当する。ただし、遡及指定が認められる場合であって、令和6年3月31日以前から、(4)のア及びイに該当する場合を除く。

(6) 「保険医療機関と不動産取引等その他特別な関係を有している保険薬局」とは、当該契約の名義が当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の2 調剤基本料2」の2の(10)に定める者であるか否かにかかわらず、次のものを指すものである。

ア 保険薬局の個々の店舗について、その土地又は建物が特定の保険医療機関の所有である場合における当該店舗

イ 保険医療機関が保険薬局の事業者（当該保険薬局の事業者の最終親会社等、「第88の2 調剤基本料2」の2の(6)に定める者を含む。）から土地又は建物を賃借している場合において、当該保険医療機関と近接な位置にある当該保険薬局の店舗

第91 調剤基本料の注4に規定する保険薬局

3 薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務に関する留意点

(1) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務」は、以下のものをいう。

- ・ 薬剤調製料の時間外加算、休日加算及び深夜加算並びに夜間・休日等加算
- ・ 調剤管理料の調剤時残薬調整加算及び薬学的有害事象等防止加算
- ・ 服薬管理指導料の1のイ又は2のイに係る服薬管理指導
- ・ 服薬管理指導料の麻薬管理指導加算
- ・ 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
- ・ 外来服薬支援料1
- ・ 服用薬剤調整支援料
- ・ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料並びに居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定するに際して実施する業務
- ・ 退院時共同指導料
- ・ 服薬情報等提供料
- ・ 訪問薬剤管理医師同時指導料

(2) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」は、1年間の(1)に掲げる業務の算定が合計10回未満のものが該当する。ただし、特別調剤基本料A又は特別調剤基本料Bを算定する保険薬局においては合計100回未満のものが該当する。

(3) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」への該当性は、前年5月1日から当年4月末日までの1年間の実績をもって判断する。該当する場合は当年6月1日より翌年3月末日までの間は、調剤基本料の注4で定める点数で算定する。ただし、前年5月1日から当年4月末日までに指定された保険薬局の場合は、3の(1)に掲げる業務の算定回数が、(2)に掲げる年間の実績基準(10回又は100回)を12で除して得た数に当年4月末日までの調剤基本料を算定した月数を乗じて得た数以上であれば、「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当しないものとする。

(4) 「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当した場合であっても、当年6月1日から翌年5月末日までの期間中に、(1)に掲げる業務を合計10回(特別調剤基本料A又は特別調剤基本料Bを算定する保険薬局においては合計100回)算定した場合には、算定回数を満たした翌月より「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」に該当しない。

(5) 処方箋の受付回数が1月に600回を超えるか否かの取扱いについては、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数に準じて行う。

第94 調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

1 以下のいずれかに該当する保険薬局は調剤基本料を5点減算する。ただし、処方箋受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除くものとする。

(1) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合が50%以下であること。ただし、当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないものを除く。

(2) 当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合について、毎年8月1日現在で届出書の記載事項について行う報告等を通じ、直近1年間に地方厚生(支)局長への報告を行っていないこと。

2 「当該保険薬局における処方箋受付状況を踏まえ、やむを得ないもの」とは、直近1月間の当該保険薬局における処方箋受付回数のうち、先発医薬品の変更可の記載がある処方箋の受付回数が50%以上の場合のことをいう。この場合の処方箋受付回数は、「第88の2 調剤基本料2」の「2 調剤基本料2の施設基準に関する留意点」の(1)に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。

3 1の(1)の後発医薬品の調剤数量割合に基づく当該減算への該当性については、直近3月間の当該保険薬局において調剤した後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品について、当該薬剤を合算した規格単位数量に占める後発医薬品の規格単位数量の割合をもって翌月に判断し、該当する場合は、翌々月から調剤基本料を減算する。

4 1の(2)の直近1年間に地方厚生(支)局長に報告を行っていない保険薬局に該当した場合は、当該報告を行った場合には、報告を行った月の翌月より、当該保険薬局に該当しないものとして取り扱う。

都道府県	二次医療圏	市町村
北海道	日高	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
	富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
	宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	遠紋	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	西北五地域	五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町
	下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
岩手県	岩手中部	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町
	気仙	大船渡市、陸前高田市、住田町
	久慈	久慈市、普代村、野田村、洋野町
	二戸	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町
秋田県	県南	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
山形県	最上	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村
埼玉県	秩父	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
東京都	島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
新潟県	魚沼	十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
	佐渡	佐渡市
石川県	能登北部	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
福井県	奥越	大野市、勝山市
山梨県	峡南	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
岐阜県	飛騨	高山市、飛騨市、下呂市、白川村
愛知県	東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	湖西	高島市
奈良県	南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
兵庫県	但馬	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
島根県	雲南	雲南市、奥出雲町、飯南町
	大田	大田市、川本町、美郷町、邑南町
	隠岐	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	真庭	真庭市、新庄村
香川県	小豆	小豆郡(土庄町、小豆島町)
長崎県	五島	五島市
	上五島	小値賀町、新上五島町
	壱岐	壱岐市
	対馬	対馬市
鹿児島県	熊毛	西之表市、熊毛郡(中種子町、南種子町、屋久島町)
	奄美	奄美市、大島郡(大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町)
沖縄県	宮古	宮古島市、多良間村
	八重山	石垣市、竹富町、与那国町

上記のほか、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島の地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第4 条第1項に規定する小笠原諸島の地域及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第3条 第三号に規定する離島の地域に該当する地域

団体コード	都道府県 名 (漢字)	市区町村 名 (漢字)	都道府県 名 (カナ)	市区町村 名 (カナ)
011002	北海道	札幌市	ホッカイトウ	サッポロシ
012025	北海道	函館市	ホッカイトウ	ハコダテシ
012033	北海道	小樽市	ホッカイトウ	オタルシ
012041	北海道	旭川市	ホッカイトウ	アサヒカワシ
012050	北海道	室蘭市	ホッカイトウ	ムロランシ
012068	北海道	釧路市	ホッカイトウ	クシロシ
012076	北海道	帯広市	ホッカイトウ	オビヒロシ
012084	北海道	北見市	ホッカイトウ	キタミシ
012092	北海道	夕張市	ホッカイトウ	ユウバリシ
012106	北海道	岩見沢市	ホッカイトウ	イワミザワシ
012114	北海道	網走市	ホッカイトウ	アハシリシ
012122	北海道	留萌市	ホッカイトウ	ルモイシ
012131	北海道	苫小牧市	ホッカイトウ	トマコマイシ
012149	北海道	稚内市	ホッカイトウ	ワッカナイシ
012157	北海道	美唄市	ホッカイトウ	ビバィシ
012165	北海道	芦別市	ホッカイトウ	アシベツシ
012173	北海道	江別市	ホッカイトウ	エベツシ
012181	北海道	赤平市	ホッカイトウ	アカヒラシ
012190	北海道	紋別市	ホッカイトウ	モンベツシ
012203	北海道	士別市	ホッカイトウ	シベツシ
012211	北海道	名寄市	ホッカイトウ	ナヨロシ
012220	北海道	三笠市	ホッカイトウ	ミカサシ
012238	北海道	根室市	ホッカイトウ	ネムロシ
012246	北海道	千歳市	ホッカイトウ	チトセシ
012254	北海道	滝川市	ホッカイトウ	タキカワシ
012262	北海道	砂川市	ホッカイトウ	スナガワシ
012271	北海道	歌志内市	ホッカイトウ	ウタシナイシ
012289	北海道	深川市	ホッカイトウ	フカガワシ
012297	北海道	富良野市	ホッカイトウ	フラノシ
012301	北海道	登別市	ホッカイトウ	ノホリベツシ
012319	北海道	恵庭市	ホッカイトウ	エニワシ
012335	北海道	伊達市	ホッカイトウ	イダシ
012343	北海道	北広島市	ホッカイトウ	キタヒロシマシ
012351	北海道	石狩市	ホッカイトウ	イシカリシ
012360	北海道	北斗市	ホッカイトウ	ホクトシ
013030	北海道	当別町	ホッカイトウ	トウベツチョウ
013048	北海道	新篠津村	ホッカイトウ	シンシノツムラ
013315	北海道	松前町	ホッカイトウ	マツマエチョウ
013323	北海道	福島町	ホッカイトウ	フクシマチョウ
013331	北海道	知内町	ホッカイトウ	シリウチチョウ
013340	北海道	木古内町	ホッカイトウ	キコナイチョウ
013374	北海道	七飯町	ホッカイトウ	ナナエチョウ
013439	北海道	鹿部町	ホッカイトウ	シカベチョウ
013455	北海道	森町	ホッカイトウ	モリマチ
013463	北海道	八雲町	ホッカイトウ	ヤクモチョウ
013471	北海道	長万部町	ホッカイトウ	オシヤマンベチョウ
013617	北海道	江差町	ホッカイトウ	エサシチョウ
013625	北海道	上ノ国町	ホッカイトウ	カミノクニチョウ
013633	北海道	厚沢部町	ホッカイトウ	アッサブチョウ
013641	北海道	乙部町	ホッカイトウ	オトベチョウ
013676	北海道	奥尻町	ホッカイトウ	オクシリチョウ
013706	北海道	今金町	ホッカイトウ	イマカネチョウ
013714	北海道	せたな町	ホッカイトウ	セタナチョウ
013919	北海道	島牧村	ホッカイトウ	シママキムラ
013927	北海道	寿都町	ホッカイトウ	スツツチョウ
013935	北海道	黒松内町	ホッカイトウ	クロマツナイチョウ

013943	北海道	蘭越町	ホッカイトウ	ランコシチョウ
013951	北海道	ニセコ町	ホッカイトウ	ニセコチョウ
013960	北海道	真狩村	ホッカイトウ	マツカリムラ
013978	北海道	留寿都村	ホッカイトウ	ルスツムラ
013986	北海道	喜茂別町	ホッカイトウ	キモベツチョウ
013994	北海道	京極町	ホッカイトウ	キョウゴクチョウ
014001	北海道	倶知安町	ホッカイトウ	クッチャンチョウ
014010	北海道	共和町	ホッカイトウ	キョウワチョウ
014028	北海道	岩内町	ホッカイトウ	イワナイチョウ
014036	北海道	泊村	ホッカイトウ	トマリムラ
014044	北海道	神恵内村	ホッカイトウ	カモエナイムラ
014052	北海道	積丹町	ホッカイトウ	シヤコタンチョウ
014061	北海道	古平町	ホッカイトウ	フルヒラチョウ
014079	北海道	仁木町	ホッカイトウ	ニキチョウ
014087	北海道	余市町	ホッカイトウ	ヨイチチョウ
014095	北海道	赤井川村	ホッカイトウ	アカイガワムラ
014231	北海道	南幌町	ホッカイトウ	ナンボロチョウ
014249	北海道	奈井江町	ホッカイトウ	ナイエチョウ
014257	北海道	上砂川町	ホッカイトウ	カミスナガワチョウ
014273	北海道	由仁町	ホッカイトウ	ユニチョウ
014281	北海道	長沼町	ホッカイトウ	ナガヌマチョウ
014290	北海道	栗山町	ホッカイトウ	クリヤマチョウ
014303	北海道	月形町	ホッカイトウ	ツキガタチョウ
014311	北海道	浦臼町	ホッカイトウ	ウラウスチョウ
014320	北海道	新十津川町	ホッカイトウ	シントツカワチョウ
014338	北海道	妹背牛町	ホッカイトウ	モセウシチョウ
014346	北海道	秩父別町	ホッカイトウ	チツフベツチョウ
014362	北海道	雨竜町	ホッカイトウ	ウリュウチョウ
014371	北海道	北竜町	ホッカイトウ	ホクリュウチョウ
014389	北海道	沼田町	ホッカイトウ	ヌマチョウ
014524	北海道	鷹栖町	ホッカイトウ	タカスチョウ
014532	北海道	東神楽町	ホッカイトウ	ヒガシカグラチョウ
014541	北海道	当麻町	ホッカイトウ	トウマチョウ
014559	北海道	比布町	ホッカイトウ	ヒップチョウ
014567	北海道	愛別町	ホッカイトウ	アイベツチョウ
014575	北海道	上川町	ホッカイトウ	カミカワチョウ
014583	北海道	東川町	ホッカイトウ	ヒガシカワチョウ
014591	北海道	美瑛町	ホッカイトウ	ビエイチョウ
014605	北海道	上富良野町	ホッカイトウ	カミフラノチョウ
014613	北海道	中富良野町	ホッカイトウ	ナカフラノチョウ
014621	北海道	南富良野町	ホッカイトウ	ミナミフラノチョウ
014630	北海道	占冠村	ホッカイトウ	シムカプムラ
014648	北海道	和寒町	ホッカイトウ	ワッサムチョウ
014656	北海道	剣淵町	ホッカイトウ	ケンブチチョウ
014681	北海道	下川町	ホッカイトウ	シモカワチョウ
014699	北海道	美深町	ホッカイトウ	ビフカチョウ
014702	北海道	音威子府村	ホッカイトウ	オトイネツプムラ
014711	北海道	中川町	ホッカイトウ	ナカガワチョウ
014729	北海道	幌加内町	ホッカイトウ	ホロカナイチョウ
014818	北海道	増毛町	ホッカイトウ	マシケチョウ
014826	北海道	小平町	ホッカイトウ	オヒラチョウ
014834	北海道	苫前町	ホッカイトウ	トママエチョウ
014842	北海道	羽幌町	ホッカイトウ	ハボロチョウ
014851	北海道	初山別村	ホッカイトウ	ショサンベツムラ
014869	北海道	遠別町	ホッカイトウ	エンベツチョウ
014877	北海道	天塩町	ホッカイトウ	テンシオチョウ
015113	北海道	猿払村	ホッカイトウ	サルフツムラ
015121	北海道	浜頓別町	ホッカイトウ	ハマトンベツチョウ
015130	北海道	中頓別町	ホッカイトウ	ナカトンベツチョウ

015148	北海道	枝幸町	ホッカイトウ	エサシチョウ
015164	北海道	豊富町	ホッカイトウ	トヨミチョウ
015172	北海道	礼文町	ホッカイトウ	レブンチョウ
015181	北海道	利尻町	ホッカイトウ	リシリチョウ
015199	北海道	利尻富士町	ホッカイトウ	リシリフジチョウ
015202	北海道	幌延町	ホッカイトウ	ホロノベチョウ
015431	北海道	美幌町	ホッカイトウ	ビホロチョウ
015440	北海道	津別町	ホッカイトウ	ツベツチョウ
015458	北海道	斜里町	ホッカイトウ	シャリチョウ
015466	北海道	清里町	ホッカイトウ	キヨサトチョウ
015474	北海道	小清水町	ホッカイトウ	コシミスチョウ
015491	北海道	訓子府町	ホッカイトウ	クンネツチョウ
015504	北海道	置戸町	ホッカイトウ	オケトチョウ
015521	北海道	佐呂間町	ホッカイトウ	サロマチョウ
015555	北海道	遠軽町	ホッカイトウ	エンガルチョウ
015598	北海道	湧別町	ホッカイトウ	ユウベツチョウ
015601	北海道	滝上町	ホッカイトウ	タキノエチョウ
015610	北海道	興部町	ホッカイトウ	オコッペチョウ
015628	北海道	西興部村	ホッカイトウ	ニシオコッペムラ
015636	北海道	雄武町	ホッカイトウ	オウムチョウ
015644	北海道	大空町	ホッカイトウ	オオゾラチョウ
015717	北海道	豊浦町	ホッカイトウ	トヨウラチョウ
015750	北海道	壮瞥町	ホッカイトウ	ソウベツチョウ
015784	北海道	白老町	ホッカイトウ	シラオイチョウ
015814	北海道	厚真町	ホッカイトウ	アツマチョウ
015849	北海道	洞爺湖町	ホッカイトウ	トウヤコチョウ
015857	北海道	安平町	ホッカイトウ	アビラチョウ
015865	北海道	むかわ町	ホッカイトウ	ムカワチョウ
016012	北海道	日高町	ホッカイトウ	ヒタカチョウ
016021	北海道	平取町	ホッカイトウ	ヒラトリチョウ
016047	北海道	新冠町	ホッカイトウ	ニイカッブチョウ
016071	北海道	浦河町	ホッカイトウ	ウラカワチョウ
016080	北海道	様似町	ホッカイトウ	サマニチョウ
016098	北海道	えりも町	ホッカイトウ	エリモチョウ
016101	北海道	新ひだか町	ホッカイトウ	シンヒダカチョウ
016314	北海道	音更町	ホッカイトウ	オトフケチョウ
016322	北海道	士幌町	ホッカイトウ	シホロチョウ
016331	北海道	上士幌町	ホッカイトウ	カミシホロチョウ
016349	北海道	鹿追町	ホッカイトウ	シカオイチョウ
016357	北海道	新得町	ホッカイトウ	シントクチョウ
016365	北海道	清水町	ホッカイトウ	シミスチョウ
016373	北海道	芽室町	ホッカイトウ	メムロチョウ
016381	北海道	中札内村	ホッカイトウ	ナカサツナイムラ
016390	北海道	更別村	ホッカイトウ	サラベツムラ
016411	北海道	大樹町	ホッカイトウ	タイキチョウ
016420	北海道	広尾町	ホッカイトウ	ヒロオチョウ
016438	北海道	幕別町	ホッカイトウ	マクベツチョウ
016446	北海道	池田町	ホッカイトウ	イケダチョウ
016454	北海道	豊頃町	ホッカイトウ	トヨコロチョウ
016462	北海道	本別町	ホッカイトウ	ホンベツチョウ
016471	北海道	足寄町	ホッカイトウ	アシヨロチョウ
016489	北海道	陸別町	ホッカイトウ	リクベツチョウ
016497	北海道	浦幌町	ホッカイトウ	ウラホロチョウ
016616	北海道	釧路町	ホッカイトウ	クシロチョウ
016624	北海道	厚岸町	ホッカイトウ	アッケシチョウ
016632	北海道	浜中町	ホッカイトウ	ハマナカチョウ
016641	北海道	標茶町	ホッカイトウ	シベチャチョウ
016659	北海道	弟子屈町	ホッカイトウ	テシカカチョウ
016675	北海道	鶴居村	ホッカイトウ	ツルイムラ

016683	北海道	白糠町	ホッカイトウ	シラヌカチョウ
016918	北海道	別海町	ホッカイトウ	ベツカイチョウ
016926	北海道	中標津町	ホッカイトウ	ナカシベツチョウ
016934	北海道	標津町	ホッカイトウ	シベツチョウ
016942	北海道	羅臼町	ホッカイトウ	ラウスチョウ
016951	北海道	色丹村	ホッカイトウ	シロタンムラ
016969	北海道	泊村	ホッカイトウ	トマリムラ
016977	北海道	留夜別村	ホッカイトウ	ルヤベツムラ
016985	北海道	留別村	ホッカイトウ	ルベツムラ
016993	北海道	紗那村	ホッカイトウ	シャナムラ
017001	北海道	薬取村	ホッカイトウ	シベトロムラ
022012	青森県	青森市	アオモリケン	アオモリシ
022021	青森県	弘前市	アオモリケン	ヒロサキシ
022039	青森県	八戸市	アオモリケン	ハチノハシ
022047	青森県	黒石市	アオモリケン	クロイシシ
022055	青森県	五所川原市	アオモリケン	ゴショガワラシ
022063	青森県	十和田市	アオモリケン	トワダシ
022071	青森県	三沢市	アオモリケン	ミサワシ
022080	青森県	むつ市	アオモリケン	ムツシ
022098	青森県	つがる市	アオモリケン	ツガルシ
022101	青森県	平川市	アオモリケン	ヒラカワシ
023019	青森県	平内町	アオモリケン	ヒラナイマチ
023035	青森県	今別町	アオモリケン	イマベツマチ
023043	青森県	蓬田村	アオモリケン	ヨモギタムラ
023078	青森県	外ヶ浜町	アオモリケン	ソトガハママチ
023213	青森県	鰺ヶ沢町	アオモリケン	アジガサワマチ
023230	青森県	深浦町	アオモリケン	フカウラマチ
023434	青森県	西目屋村	アオモリケン	ニシメヤムラ
023612	青森県	藤崎町	アオモリケン	フジサキマチ
023621	青森県	大鰐町	アオモリケン	オオワニマチ
023671	青森県	田舎館村	アオモリケン	イナカタテムラ
023817	青森県	板柳町	アオモリケン	イタヤナキマチ
023841	青森県	鶴田町	アオモリケン	ツルタマチ
023876	青森県	中泊町	アオモリケン	ナカトマリマチ
024015	青森県	野辺地町	アオモリケン	ノヘジマチ
024023	青森県	七戸町	アオモリケン	シチノハマチ
024058	青森県	六戸町	アオモリケン	ロクノハマチ
024066	青森県	横浜町	アオモリケン	ヨコハママチ
024082	青森県	東北町	アオモリケン	トウホクマチ
024112	青森県	六ヶ所村	アオモリケン	ロッカシヨムラ
024121	青森県	おいらせ町	アオモリケン	オイラセチョウ
024236	青森県	大間町	アオモリケン	オオママチ
024244	青森県	東通村	アオモリケン	ヒガシトオリムラ
024252	青森県	風間浦村	アオモリケン	カザマウラムラ
024261	青森県	佐井村	アオモリケン	サイムラ
024414	青森県	三戸町	アオモリケン	サンノハマチ
024422	青森県	五戸町	アオモリケン	ゴノハマチ
024431	青森県	田子町	アオモリケン	タッコマチ
024457	青森県	南部町	アオモリケン	ナンブチョウ
024465	青森県	階上町	アオモリケン	ハシカミチョウ
024503	青森県	新郷村	アオモリケン	シンゴウムラ
032018	岩手県	盛岡市	イワテケン	モリオカシ
032026	岩手県	宮古市	イワテケン	ミヤコシ
032034	岩手県	大船渡市	イワテケン	オオフナトシ
032051	岩手県	花巻市	イワテケン	ハナマキシ
032069	岩手県	北上市	イワテケン	キタカミシ
032077	岩手県	久慈市	イワテケン	クジシ
032085	岩手県	遠野市	イワテケン	トオノシ
032093	岩手県	一関市	イワテケン	イチノセキシ